

塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響下における安定的な医療サービスの提供を支援するため、市内の医療機関等（以下「医療機関等」という。）に対して、塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則（平成17年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、令和8年4月1日時点で、塩竈市内に所在する東北厚生局長から指定されている医療機関、塩釜保健所長から開設許可を受けている助産所、塩釜保健所長に開設を届け出て受理されている施術所及び歯科技工所（いずれも市が運営するものを除く。）とする。

(交付額)

第3条 補助金の額は、1医療機関等につき50,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、口座振込依頼書（様式第2号）を添えて、行うものとする。

2 交付申請は、規則第13条に規定する実績報告（以下「実績報告」という。）を兼ねるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 市税に滞納があるもの

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により当該交付申請及び実績報告を行った事業者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのあるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年7月28日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。